

松江市子育て支援事業（環境）要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、紙おむつなどを日常的に使用する乳幼児を養育している家庭の子育て支援及び経済的負担の軽減を図るため、もやせるごみの収集、運搬及び処分に係る手数料を免除することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から満2歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- (2) 指定袋 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成17年松江市規則第154号）別表に定めるもやせるごみのごみ容器のうち30リットルのものをいう。

（免除対象者）

第3条 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年松江市条例第242号。以下「条例」という。）第12条第2号に規定する市長が特別の理由があると認める者は、乳幼児の親権者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「免除対象者」という。）とする。

- (1) 松江市に住所を有する者
- (2) 松江市に住所を有する親族の住居に乳幼児とともに1月以上滞在する者

（免除の方法）

第4条 この事業による条例第12条に規定する手数料の免除は、指定袋を乳幼児1人につき1回に限り無償で交付することにより行う。

2 前項の規定による交付の枚数は、次の各号に掲げる免除対象者の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 前条第1号に掲げる者 120枚
- (2) 前条第2号に掲げる者 10枚

（免除申請）

第5条 手数料の免除を受けようとする免除対象者は、松江市子育て支援事業（環境）免除申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、免除対象者は、申請窓口において、母子手帳、乳幼児の健康保険証又はマイナンバーカードその他乳幼児を養育していることを証する書類を提示するものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に第3条第1号に掲げる者である乳幼児の親権者が手数料の免除を受けようとする場合にあっては、第5条第1号の規定にかかわらず、松江市子育て支援事業（環境）免除申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住 所

氏 名

連絡先

松江市子育て支援事業（環境）免除申請書

松江市子育て支援事業（環境）要綱第 5 条の規定により、次のとおり手数料免除による指定袋の交付を申請します。

乳幼児	氏名	生年 月日
交付枚数	<input type="checkbox"/> 指定ごみ袋 120 枚（第 3 条第 1 号に該当）	
	<input type="checkbox"/> 指定ごみ袋 10 枚（第 3 条第 2 号に該当） 市内の親族の住居に滞在する場合の連絡先 住 所 氏 名 申請者との続柄 連 絡 先	

※記載された個人情報は、松江市子育て支援事業（環境）以外には使用しません。

次の欄は記入しないでください。

事務処理欄	
確認書類	1 母子手帳 2 乳幼児の健康保険証 3 乳幼児のマイナンバーカード 4 その他（ ） ※該当するものに○をすること。 ※「4 その他」の場合は書類の写しを添付すること。
	確認者

様式第 2 号（附則第 2 項関係）

松江市子育て支援事業（環境）免除申請書

松江市子育て支援事業（環境）要綱附則第 2 項の規定により、手数料免除による指定袋の交付を申請します。

（あて先）松江市長

申請者	住所	松江市
	氏名	
乳幼児	氏名	(年 月 日生)
指定袋交付枚数		枚

年 月 日 上記枚数を受理しました。（氏名 ）